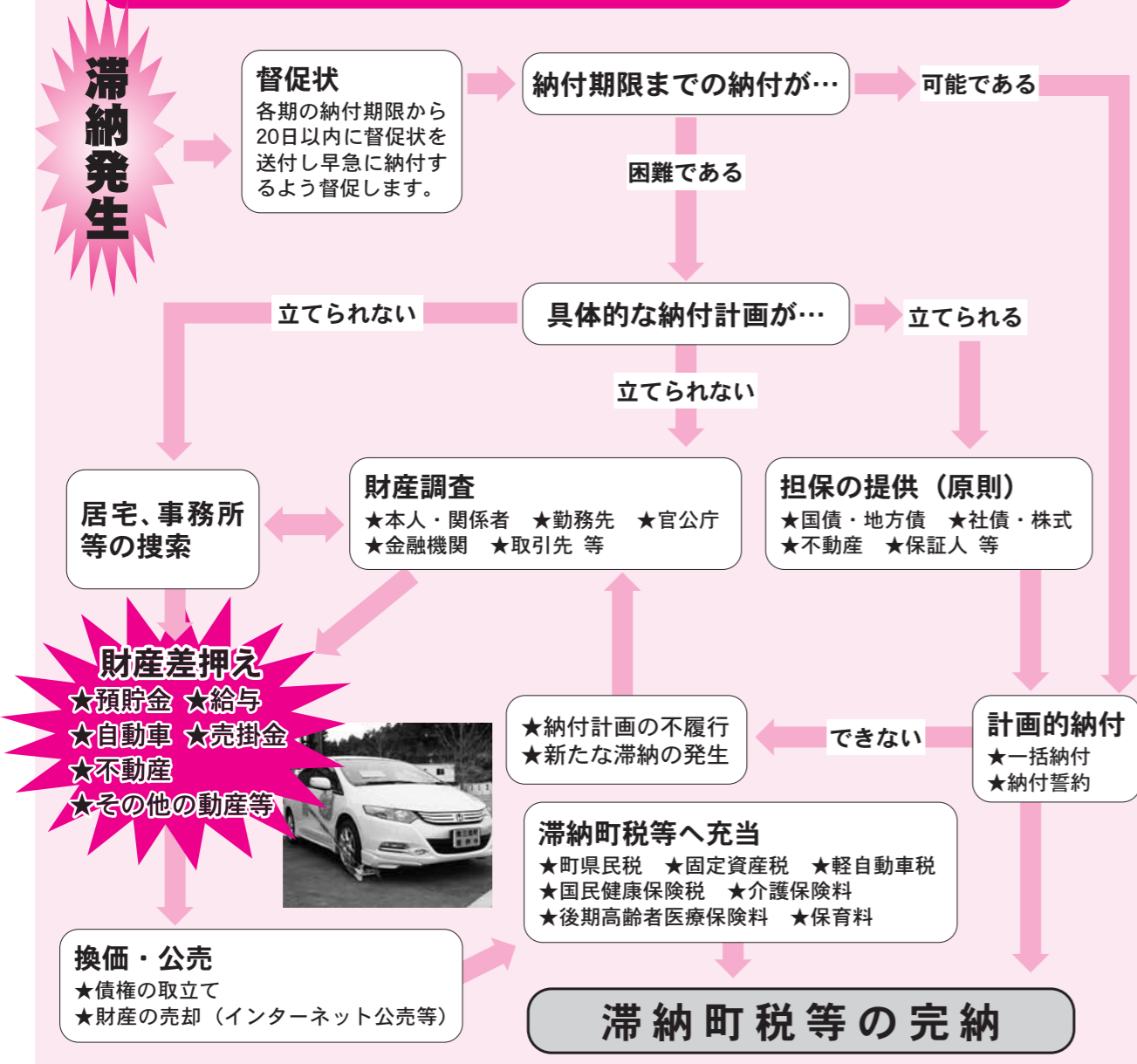


2月・3月は滞納整理強化・納付推進月間です



町では、2月と3月を『滞納整理強化及び納付推進月間』として、町税等の滞納者への財産の差押えを強力に行うなど、滞納整理の強化に取り組めます。期限を過ぎてまだ納付していないものがある場合は、お近くのコンビニエンスストアや金融機関で納付しましょう（納付期限を過ぎた納付書は、コンビニエンスストアでは使用できません）。

滞納整理は原則としてこのような流れで行われます。



滞納のまま放置すると...
 財産差押え等の滞納処分を受けることになり、せっかくの皆様の信用を失ってしまうことになりかねません。そのようなことになる前に、早めの納税相談と具体的な資金繰りを心がけてください。

※納税相談は、完全予約制となります。納税相談担当職員が不在の場合には、納税相談ができませんので、必ず事前に電話予約をお願いします。

★納税相談できる日(2月)		★納税相談できる日(3月)	
相談日	時間	相談日	時間
2月2日(火)	午前10時～ 午後8時	3月4日(金)	午前10時～ 午後4時
2月3日(水)		3月11日(金)	
2月4日(木)		3月17日(木)	
2月15日(月)	午前10時～ 午後4時	3月23日(水)	午前10時～ 午後8時
2月26日(金)		3月24日(木)	

問い合わせ 町民税務課税務係 ☎46-1372



毎年、年金収入だけで…去年、町の申告相談会場に行ったら、申告が必要ないと言われたんだけど、今年も申告しなくていいの？



年金収入の方だと、『65歳未満で、国民年金、厚生年金などの公的年金収入が合計して98万円以下の方』または、『65歳以上で、国民年金、厚生年金などの公的年金収入が合計して148万円以下の方』で、どちらも年金収入の他に収入が全くない場合は、**所得税も町県民税も非課税のため、申告の必要はありません！**

【その他にも役場への申告が必要ない方がいます！】

税務署
 税務署で確定申告をする方（税理士への依頼、インターネット利用、郵送提出も含む）

所得税の申告が終わっているため、町県民税の申告は必要ありません。

勤務先は1か所で年末調整済みの給与収入の他に、**収入は全くなく、追加の控除等もない方**

勤務先の事業所から役場へ「給与支払報告書」が提出されている場合は、町県民税の申告は必要ありません。



アルバイトやパートなど全く収入がないのですが、申告って必要ですか？



町県民税は所得税と違って、収入があってもなくても申告をしなければなりません。所得があるのかわからないと、国民健康保険税や介護保険料などの軽減が受けられず保険料が高額になってしまったり、福祉サービス等の利用者負担額の算定などが適正に行われなくなってしまいます。収入が全くない方は、収入がないことを申告しなければなりませんので、『収入のない旨の届出書』を提出する必要があります。



<ゼイコップからのお知らせ>
1月に『町県民税申告のご案内』を送付しました！
 「町県民税申告のご案内」は、平成28年1月1日現在で南三陸町に住民票がある世帯に送付しています。同封の「申告書類確認票（チェックリスト）」と「町県民税申告の手引き」をしっかりと読んで、申告の準備をしましょう。準備が整っていないと、町の申告相談会場に早く来場しても受け付けができずに、順番が後回しになってしまいますので、気を付けましょう。

広報みなみさんりく平成28年1月号のお詫びと訂正について

広報みなみさんりく平成28年1月号11ページの「医療費控除とは？」の計算式に誤りがありました。正しくは、以下のとおりです。訂正し、お詫びいたします。

(誤)	10万円または所得が20万円未満の場合は所得金額の5%	(正)	10万円または所得が200万円未満の場合は所得金額の5%
-----	-----------------------------	-----	------------------------------

